

## 南アルプス市監査委員告示第1号

地方自治法第199条第12項の規定に基づき、市長より監査の報告に対する措置状況の報告があったので、当該報告に係る事項を同条同項の規定により公表する。

平成28年1月8日

南アルプス市監査委員	内 藤 希 香
同	望 月 健 二
同	清 水 実

### 措置状況の報告

#### 1 受領年月日

平成28年1月4日

#### 2 監査の種類

地方自治法第199条第6項及び第7項の規定に基づく市長の要求による監査

#### 3 監査対象

農林商工部観光商工課、南アルプス市観光協会

南ア総第12-27号  
平成27年12月28日

南アルプス市監査委員  
代表監査委員 内藤希香様

南アルプス市長 金丸一元

南アルプス市観光協会に対しての監査対応状況（最終）  
の報告について（報告）

平成27年度南アルプス市観光協会における監査指摘事項等及び対応状況に  
ついては、別紙のとおり最終報告いたします。

## 市長の要求に基づく監査の最終報告に対する措置状況報告書

農林商工部 観光商工課

指 摘 事 項 等	措 置 状 況
<p>&lt;中間報告指摘事項&gt;</p> <p>1 (1)前年度歳入歳出差引額と当年度繰越金収入に相違があった。</p> <p>(2)平成 25 年度市委託「南アルプス検定・アンケート業務委託」(サマーフェスティバル事業)に不適切な事務処理があった。</p> <p>(3)平成 26 年度市委託「地産フルーツ活用スイーツ PR イベント開催業務委託」において参加者負担金の精算がされていなかった。</p>	<p>平成 25 年度末決算の不適切な出入金により繰越額を操作し 26 年度の予算書が作成されていた。これにより 26 年度末に残金の相違が出ていた。 ⇒収支について全て捕捉するため、新たな会計ソフト(TKC 財務会計ソフト FX2)により処理を行ない始めた。 なお、繰越金収入相違額については、全て判明した。</p> <p>観光商工課への実績報告と予算科目に相違があったため、適正に処理を行い、再度完成検査を実施した。</p> <p>契約外に徴収したこの事業の参加者負担金については、架空支出分を含め 3 月末までに返還をさせる。</p>

市長の要求に基づく監査の最終報告に対する措置状況報告書

農林商工部 観光商工課

指摘事項等	措置状況
<p>&lt;中間報告要望事項&gt; 2 (1)未熟な組織体制</p> <p>(2)事務処理の疑義</p> <p>(3)補助金、負担金等に対する認識</p> <p>(4)諸規定の不備</p>	<p>観光協会のあり方検討委員会においても、市役所の正規職員によるローテーションが可能になるような職員体制を整えることが指摘された。人事担当にもその旨を報告、対応依頼済みである。</p> <p>複式簿記による会計ソフトの利用、複数の職員が他の業務を把握することができる透明性のある業務体制を採るよう指摘を受けており、現状はTKCソフトを利用し四半期ごとの市による事務監査。1ヶ月ごと会計士による確認を行っている。</p> <p>公金に対する職員の認識を向上すべく、職員研修等の機会を設け、意識の高揚を図るよう指摘を受け、市役所職員の研修会への参加ができる様対応することとしている。また、会計管理者による公金の取り扱いの研修も行う。</p> <p>観光協会のあり方検討委員会においても、早急に会計規則、就業規則、各種台帳等を整備するとともに、会計システムの見直しを行うよう指摘を受け原案作成を既に行い、現在、複式簿記による会計処理に合わせた諸規定に変更中である。(平成28年4月施行)</p>

市長の要求に基づく監査の最終報告に対する措置状況報告書

農林商工部 観光商工課

指摘事項等	措置状況
<p>(5)業務内容</p>	<p>観光協会のあり方検討委員会においても、市とJAや商工会との連携が不可欠であり効率的に運営できるシステムを早急に検討する必要があると指摘を受けており、併せて現在監事によるすべての事業の業務監査を受けている。業務監査の結果を踏まえて、関係団体の意見を聞き、来年度の事業計画を早急に理事会に図る。</p>
<p>&lt;最終報告の要望事項&gt; 観光協会の業務内容は市と輻輳しがちであるが、業務内容を整理し、しっかりとしたすみ分けの中で、誤解の生じないような予算執行をされたい。</p>	<p>観光商工課と観光協会の業務範囲を明確にし重複業務をなくしていく。</p>